

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
保育部会・保育士会

ご入会の手引き



平成 29 年 3 月 作成

目次

1. ご加入条件	2
2. 会員の仕組み	2
3. 入会のメリット	3
4. ご入会手続きの流れ	4
5. 会費基準		
【5-1】 保育部会会費基準	5
【5-2】 保育士会会費基準	6
【5-3】 特別部会費について	6
6. 会則		
【6-1】 保育部会会則	7
【6-2】 保育士会会則	10

保育部会入会ご希望の施設長様へ

この度、大阪府社会福祉協議会保育部会・保育士会へのご入会を検討いただきまして、誠にありがとうございます。

この手引きは、ご入会に関するお手続きと、入会後の情報提供等について記載しております。

ご入会に際しては、この手引きをご確認のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

大阪府社会福祉協議会保育部会事務局

お問い合わせは…

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 施設福祉部（保育部会事務局）

〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1番54号

大阪社会福祉指導センター2階

TEL. 06-6762-9001（平日9時00分～17時30分）

FAX. 06-6768-2426

Mail. info@niji-tumi.net

Web. <http://www.niji-tumi.net>

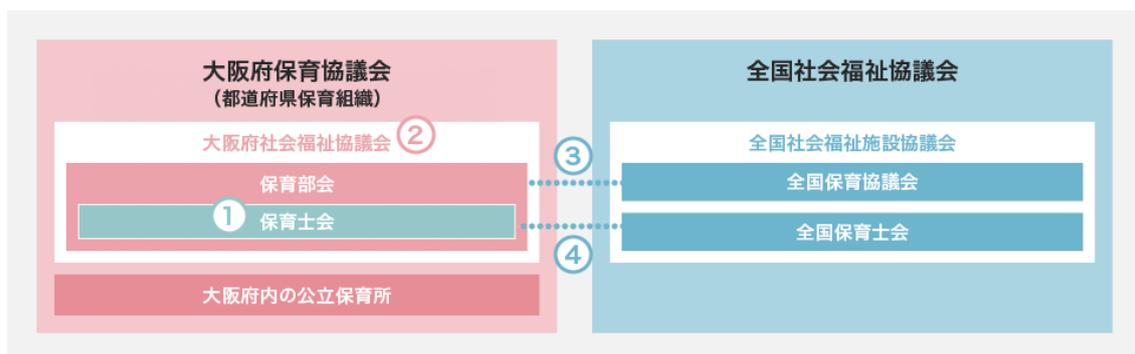
1. ご加入条件

大阪府社会福祉協議会保育部会・保育士会（以下それぞれ「保育部会」「保育士会」といいます）への加入には、次の条件をすべて満たす必要があります。

- 施設が大阪府内に所在すること。
- 社会福祉法人等の公益法人が運営する施設であって、認可民間保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園のいずれかであること。（幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は対象外です。）
- 認可定員が20人以上であること。（小規模保育事業所は対象外です。）
- パソコンやスマートフォン、タブレット端末等により、インターネットを閲覧できる環境にあること。また、電子メールにより、事務局からの連絡・案内等受信できること。

2. 会員の仕組み

保育部会・保育士会は、全国の都道府県・政令市の保育組織とネットワークを構築しています。



- ①保育部会に入会するためには、保育士会への同時入会が必要です。
- ②保育部会・保育士会に入会することにより、大阪府社会福祉協議会の会員となります。
- ③保育部会に入会することにより、全国保育協議会の会員となります。
- ④保育士会に入会することにより、全国保育士会の会員となります。

3. 入会のメリット

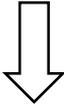
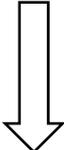
保育部会・保育士会の会員へは、次のようなメリットがあります。

- ◆保育部会・保育士会 Web サイト「にじいろつみきネット」会員専用ページの閲覧 (<http://www.niji-tumi.net>) と電子メールによる更新情報の提供
 - ◆保育園・認定こども園に関わる諸情報の提供
 - ・全保協ニュース、全国保育士会委員ニュースの配信（不定期配信）
 - ・全国保育協議会機関誌「ぜんほきょう」（毎月発行）、全国保育士会機関誌「保育士会だより」（隔月発行）の発行
 - ・大阪府社会福祉協議会機関紙「福祉おおさか」（毎月発行）、保育部会機関紙「保育おおさか」（毎月発行）、保育士会機関紙「ほほえみ」（年4回発行）の発行
 - ・その他、大阪府や事務局等からの情報提供 など
 - ◆保育部会、保育士会が開催する会議、委員会、研修会等への参加
 - ◆全国保育協議会、全国保育士会が開催する会議、委員会、研修会等への参加
 - ◆「よい子ネット」の利用 ^(※1)
 - ◆会員向け保険（団体保険）への加入
 - ◆大阪社会福祉指導センター貸会議室の会員料金での利用
 - ◆全国社会福祉協議会、全国保育協議会、全国保育士会、大阪府社会福祉協議会、大阪府による各種表彰制度への推薦（各表彰規程に基づき、一定の条件がございます。）
- など

(※1)「よい子ネット」とは？

- 「よい子ネット」は、保育園・認定こども園と保護者をインターネットで結ぶシステムで、保育部会会員はすべて利用することができます。
- 会員施設ごとに専用ホームページを開設し、施設からの保護者に対するさまざまな情報提供が可能です。また、防犯・防災などの緊急のお知らせにも活用出来る安心の連絡ツールです。

4. ご入会手続きの流れ

ご入会の 申込み	入会を希望される施設は、保育部会・保育士会の会則 ^(※1) および会費基準 ^(※2) をご確認いただいたうえで、指定の保育部会・保育士会の各入会申込書（および添付書類）に必要事項を記入し、事務局まで郵送により提出してください。
	(※1) 保育部会・保育士会の会則は7ページをご参照ください。 (※2) 保育部会・保育士会の会費基準は、5ページをご参照ください。
	ご入会の 決定
 	事務局にて、全国保育協議会、全国保育士会、大阪府社会福祉協議会への入会手続きを行います。
	会費の納入

5. 会費基準

【5-1 保育部会会費基準】

保育部会の会費は、次の名目①～③により構成されており、これらを一括して請求させていただいています。なお、表示価格はすべて税込です（以降同じ）。

名目	内容
①保育部会基本会費	○基本会費は、下表のとおり、「利用定員」 ^(※1) を基準として算定します。 ○基本会費には、大阪府社会福祉協議会会費（一律 38,000 円、10月以降入会については一律 19,000 円）、全国保育協議会会費（一律 5,000 円）、機関紙購読料を含みます。
②保育所制度充実のための拠出金	○保育所制度充実のための拠出金は、「大阪府社会福祉協議会予算対策活動資金」（一律 8,000 円）と「全国保育協議会保育所問題対応拠出金」（一律 5,000 円）で構成されます。
③よい子ネット管理料	○540 円×利用月数で算定します。

《表 保育部会基本会費》

利用定員 ^(※1)	会費額 ^(※2)	
	全期分	10月以降入会分
30名以下	49,000円	27,000円
31名以上60名以下	55,000円	30,000円
61名以上90名以下	61,000円	33,000円
91名以上120名以下	67,000円	36,000円
121名以上150名以下	73,000円	39,000円
151名以上	79,000円	42,000円

(※1) 利用定員とは、子供子育て支援法第 27 条第 1 項の確認において定め、給付費（委託費）の単価水準を決めるものをいい、実利用定員ではございません。また、幼保連携型認定こども園の会費については、1号認定を除く、2号・3号認定の利用定員により算定します。

(※2) 月割りによる請求はいたしておりません。あしからずご了承ください。

【5-2 保育士会会費基準】

保育士会の会費は、会員1人あたり1,200円とし、保育部会会員施設に所属する職員の登録人数により会費額を算定しています。なお、会費には、全国保育士会会費（一律600円）を含んでいます。

（例）職員の登録人数15名の場合

1,200円×15名1=18,000円を請求いたします。

【5-3 特別部会費について】

- ◆「特別部会費」とは、大阪府社会福祉協議会が実施する「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」^(※1)の活動原資である社会貢献基金の積立金として、社会福祉法人が経営する保育園・認定こども園を対象とした会費です。
- ◆会費は、利用定員1人あたり1,000円とし、「保育部会基本会費」の算定基準となる利用定員（前頁参照）をもとに算定します。
- ◆会費の拠出は任意ではございますが、できるかぎり多くの施設にご賛同いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

（※1）「大阪しあわせネットワーク」の趣旨と概要

○大阪では、歴史的に社会福祉事業の先駆的实践が行われてきましたが、最近では、平成16年度から老人施設部会の「社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）」、平成19年度から保育部会の「保育園・認定こども園における地域貢献事業（スマイルサポーター）」など、全国に先駆けた実践を行なっています。

○平成27年4月より「社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域における公益的な取組を実施する責務の明文化により、社会福祉法人が地域に果たす役割がますます求められて参ります。

○大阪府社会福祉協議会（府社協）ならびに府社協会員の施設種別部会では、こうした取り組みをさらに発展させるため、大阪府内すべての社会福祉法人・社会福祉施設が、それぞれの施設種別の特性や強みを活かした「オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業〈愛称：大阪しあわせネットワーク〉」を平成27年度から展開して参ります。

6. 会則

【6-1 保育部会会則】

(名 称)

第1条 本会は大阪府社会福祉協議会保育部会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は大阪府社会福祉協議会施設福祉部内に置く。

(目 的)

第3条 本会は児童福祉法および児童憲章の精神に則り、幼児教育ならびに保育事業の向上発展を目的とする。

(組 織)

第4条 本会は大阪府内の社会福祉法人等の公益法人が運営する認可民間保育園及び認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る）の代表者をもって構成する。

(会 議)

第5条 本会の目的を達成するため、必要に応じて次の会議を行う。

- (1) 総会 (2) 正副部会長会議 (3) 役員会 (4) 常任委員会

(役 員)

第6条 本会に下記の役員を置き、その任務を次のように定める。

- (1) 会 長 1名

会長は本会を統轄し、本会を代表する。

- (2) 副会長 8名以内

副会長は会長を補佐し会長に事故あるとき、その1名は順次会長の業務を代行する。

- (3) 幹 事 数名

幹事は役員会に出席し、必要事項を討議する。

(顧 問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、常任委員会の同意を得て会長が委嘱する。

- (2) 任期は、役員任期に準ずる。

(会計監査)

第8条 本会に会計監査を2名置き、会計の監査にあたる。

(常任委員)

第9条 本会に常任委員を置く。常任委員は会議に出席し、本会目的達成のための議案を審議する。

(役員・常任委員の選出)

第10条 本会の役員・会計監査および常任委員の選出は次のとおりとする。

(1) 会長、副会長、会計監査は常任委員の互選とし、幹事については、会長が指名する。

(2) 常任委員は、各市町村の民間保育園及び認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る）の代表者により構成され、各市町村5名を上限とし、概ね10カ園を単位に下記表に定めるところにより1名を選出できるものとする。

但し、政令指定都市についてはその行政区の数を上限とする

(3) また、会長は若干名の常任委員をこれとは別に指名することができる。

部会加入園	常任委員数 (上限)
1カ園～10カ園	1名
11カ園～20カ園	2名
21カ園～30カ園	3名
31カ園～40カ園	4名
41カ園以上	5名

(任 期)

第11条 本会の役員・会計監査および常任委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(総 会)

第12条 総会は通常年1回開催し、次の事項を決議する。

- (1) 役員承認
- (2) 規約改正に関する事項
- (3) その他本会目的達成のための案件

2 総会は次の事項の報告を受ける。

- (1) 年度の事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算

3 必要に応じ会長は臨時に総会を招集することができる。

(役員会)

第13条 役員会は随時開催し次の任にあたる。

- (1) 総会にかかる事項および議案の作成
- (2) 研修・研究会の開催に関する事項
- (3) 常任委員会に関する事項
- (4) その他本会目的達成のための事項

(常任委員会)

第14条 常任委員会は会長が招集し、年度の事業報告及び決算、事業計画及び予算の審議、その他必要事項を議決する。

(会議の成立)

第15条 総会・役員会・常任委員会はそれぞれ出席者の過半数以上の賛成がなければ議決することはできない。

- 2 常任委員会で年度の事業報告及び決算、事業計画及び予算を議決する場合は、常任委員の過半数と監事1名以上の出席を得て、出席者の4分の3以上の賛成がなければ議決できない。但し、委任状は有効とする。

(ブロック)

第16条 本会はブロックを組織することができる。

(専門委員会)

第17条 本会に必要な応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の構成はその都度編成する。

(会 計)

第18条 本会の経費は会費・補助金・参加費等をもってこれに充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則改正)

第20条 本会則の変更は、総会において過半数以上の賛成をもってこれを議決する。

(第4条の「社会福祉法人等の公益法人」とは、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、財団法人、特定非営利活動法人とする)

(最終改正 平成27年4月1日施行)

【6-2 保育士会会則】

(名 称)

第1条 この会は大阪府保育士会と称し、主たる事務所を大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪府社会福祉協議会施設福祉部内におく。

(目的と事業)

第2条 この会は児童の福祉を増進するため、大阪府内における保育士等の資質向上を図ることを目的として、下の事業を行う。

- 1 保育に関する調査及び研究
- 2 保育士等の福祉増進及び厚生教養に関する事業
- 3 保育事業に関する図書、刊行物の出版及び推せん
- 4 その他目的達成に必要な事業

(構 成)

第3条 本会は、大阪府社会福祉協議会保育部会に所属する保育士等（兼任施設長を含む）を以って、構成する。

(役 員)

第4条 この会は下の役員を以って組織する。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名
- 3 書記 2名
- 4 監事 2名
- 5 常任委員若干名

(役員を選出)

第5条 役員を選出は次の方法による。

- 1 会長、副会長、書記、監事は常任委員において選出し総会の認証を得る。
- 2 常任委員は保育部会の各ブロックからの推薦により各市から1名を選出。但し、15カ園を超える毎にさらに1名を選出することができる。

(任 務)

第6条 会長は会を代表し会務を統轄する。

- 1 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 2 書記は、本会の庶務を司る。
- 3 監事は経理会計の監査にあたり、総会にて報告する。
- 4 常任委員は、本会の目的達成に必要な業務の推進にあたる。

(任 期)

第7条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

役員に欠員を生じた場合、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 この会の総会は年1回以上、常任委員会は必要に応じ開くこととする。

(名 誉 会 長)

第9条 この会には、名誉会長をおくことができる。

名誉会長は、歴代の大阪府保育士会長とし、常任委員の承認を得て、会長が委嘱する。

(ブロック長)

第10条 この会に、ブロック長をおくことができる。ブロック長は、常任委員の互選とし、各ブロックから1名選出する。

(専門委員会)

第11条 この会に必要な応じて専門委員会をおくことができる

2 専門委員会の構成はその都度構成する。

(会 費)

第12条 会費は、施設からの会員名簿提出により、一人あたり1,200円×提出会員数の会費とし、施設長に請求することができる。

(会 計)

第13条 この会の経費は会費、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(会則の変更)

第15条 この会則の変更には委員会において半数以上の同意を必要とし、総会における認証を得るものとする。

(最終改正 平成27年4月1日施行)